

さいたま市立指扇小学校インターネット利用ガイドライン

さいたま市立指扇小学校

1 目的

このガイドラインは、さいたま市立指扇小学校のインターネット利用における個人情報の保護と配慮事項について定める。

2 個人情報の保護

インターネットを利用するには、児童並びに職員の個人情報を保護しなければならない。

- (1) 個人情報とは、児童が特定できる情報（氏名、住所、電話番号写真、生年月日など）や児童に関する情報（成績、身体的特徴、健康状態、家庭環境、作品など）を指す。
- (2) インターネットにみだりに個人情報を発信してはならない。
- (3) インターネットに個人情報を公開・発信する場合には、児童及び保護者、職員の同意を得なければならない。
- (4) 氏名、写真を公開する必要がある場合は、氏名と写真が一致しないよう公開しなければならない。
(住所、電話番号は公開しない)
- (5) 児童もしくは保護者、職員から公開・発信内容について削除あるいは訂正を求められた場合は速やかに対応しなければならない。
- (6) 児童が電子メールの発信・受信する際は事前に校長の了承を得たうえで、指導に当たる教職員が内容について確認する。

3 著作権への配慮

- (1) 公開する情報は、著作権法に違反しないものに限る。
- (2) 著作物の公開・発信の際には、必ず著作権者の許諾をとった上で行う。
- (3) 第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合は校長に報告し、速やかに要請に対応した措置を講ずるものとする。

4 モラルへの配慮

- (1) 営利目的や私的な使用は禁止する。
- (2) 教育上有害な情報は、フィルタリングソフトによってアクセスできないようになっているが、問題が発生した時には校長に報告し、速やかにその原因を解明し、対処する。
- (3) 他人を誹謗・中傷する内容については、速やかに削除し、関係機関との連絡をとり、児童、保護者の涵養を図るものとする。

5 コンピュータウイルス対策

コンピュータウイルス対策ソフトを常駐させて、コンピュータウイルスの侵入を検出できるようにする。また、定期的に、コンピュータウイルスの感染の有無をネットワーク運用担当者が確認する。

6 無線LAN

無線LANについて以下の行為を禁止する。

- (1) 無線LANアクセスポイントの校外への持ち出し。
- (2) 教育用コンピュータにおける、教育委員会が認めていない校外の無線LANアクセスポイントへの接続。
- (3) 私物等のコンピュータ・タブレットなどの校内の無線LANアクセスポイントへの接続。
- (4) 私物等の無線カードなどの校内への持ち込み。

6 問題発生時の対応

本ガイドラインで対応できないものについては、企画委員会で会議をもち対応する。その際、必要があればガイドラインの見直しを行うものとする。

付則

このガイドラインは、平成27年7月1日から施行する。